

【重要】

本通知は、不適切な名称使用が行われることのないよう、改めて学校教育法第135条の趣旨について周知徹底を図るとともに、個別の事案を把握した場合には事実関係等を確認し、必要に応じて指導及び助言等を行うようお願いするものです。

8 教 生 推 第 5 8 号

令 和 8 年 9 月 4 日

各都道府県教育委員会各種学校主管課長
各 都 道 府 県 各 種 学 校 主 管 課 長 殿

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

新 木 聡

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

米 原 泰 裕

学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設による
同条に掲げる学校の名称の使用について（通知）

今般、一部の報道において、学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）以外のものである各種学校が、SNS等において「幼稚園」の名称を使用している事例が報じられているところです。

学校教育法第135条第1項では、「専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない」とされております。

文部科学省としては、幼稚園ではない教育施設が「幼稚園」の名称を使用すること等により当該教育施設が一条校であると誤認させるおそれがあるような状態については、学校教育法第135条第1項の趣旨に照らして不適切であると考えております。

各都道府県教育委員会各種学校主管課及び都道府県各種学校主管課長におかれましては、所管の各種学校において、不適切な名称使用が行われることのないよう、改めて学校教育法第135条の趣旨について周知徹底を図っていただくとともに、個別の事案を把握した場合には事実関係等の確認や、必要に応じて指導及び助言等を行うようお願いいたします。

【参考条文】

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第百三十五条 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

② 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

第百四十六条 第百三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

＜本件担当＞

（各種学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係

直通：03-6734-2939

（幼稚園について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
企画係

直通：03-6734-3136